

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

【特集】厚生年金基金制度の見直しと今後の対応策について

1. はじめに

2013年6月19日、厚生年金基金制度の見直し等を柱とした「**公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律**」（以下「改正法」）が可決・成立しました。今月号では、改正法の概要および今後の対応策について、新たに判明した事項を踏まえてご案内いたします。

なお、本稿の内容は**2013年7月19日時点の情報**に基づいており、今後公表される政省令・通知案の内容によっては一部変更となる可能性がありますので、その点ご留意いただきますようお願い申し上げます。

2. 厚生年金基金制度見直しの全体像

今般の改正法における厚生年金基金制度見直しの全体像は、図表1の通りです。

＜図表1＞厚生年金基金制度見直しの全体像および改正法上の規定

			対 応 方 策	改正法上の規定
代行割れ基金の早期解散対応等	特例解散制度の見直し	解散プロセス	「自主解散」「清算型解散」の導入	附則第11～26条
			第三者委員会における適用条件等の審査	附則第11～12、19、21条
			申請以降の上乗せ給付の全額支給停止	附則第11～12、19条
			代行資産の先行返還制度の導入	附則第10～12、19～21条
	分割納付の特例	現行金額と特例金額のいずれか低い額	附則第11、20条	
		事業所間の連帯債務の見直し 利息の固定金利化 納付期間の延長（最長30年）	附則第12～13、21～22条 附則第16、23条 附則第14、23条	
最低責任準備金の精緻化	代行給付費相当額の算定方法の見直し	規定なし（政省令・通知で規定）		
	計算に用いる厚年本体利回りの期ずれの補正	規定なし（政省令・通知で規定）		
解散認可基準の緩和	代議員会における法定議決要件の緩和	附則第5条		
	事業主・加入員における事前手続要件の緩和 解散理由要件の一部撤廃	規定なし（政省令・通知で規定） 規定なし（政省令・通知で規定）		
代行割れを未然に防ぐための制度的措置			下記要件を満たさない基金への解散命令の発動 ・純資産（時価） \geq 最低責任準備金 \times 1.5 ・純資産（時価） \geq 最低積立基準額	附則第33条
他制度への移行支援	上乗せ部分の受給権保全のための移行支援策	確定給付企業年金（DB）への移行支援	附則第35条	
		確定拠出年金（DC）への移行支援	規定なし（政省令・通知で規定）	
		退職給付の再建支援	規定なし（政省令・通知で規定）	
		中小企業退職金共済へ移行できる仕組みの創設	附則第36条	
	承認・認可事項の緩和	規定なし（政省令・通知で規定）		
企業年金の選択肢の多様化	キャッシュバランスプランの制度設計の弾力化 簡易型DBの対象拡大	規定なし（政省令・通知で規定） 規定なし（政省令・通知で規定）		

（注）改正法上の規定がある項目においても、詳細は政省令・通知等により規定される。

（出所）改正法条文を基にりそな企業年金研究所作成。

【特集】厚生年金基金制度の見直しと今後の対応策について

施行日（2014年4月1日）から5年間は代行割れ問題への集中的な対応として、特例解散制度の見直し等が実施されます。施行日から5年経過以降は代行割れを未然に防ぐための制度的措置が導入され、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金に対して、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動することとされています。併せて、上乘せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への移行支援のための措置が講じられます。

2. 改正法の内容について

(1) 改正法の体系

改正法は、厚生年金基金制度の見直しならびに国民年金第3号被保険者（専業主婦等）の加入記録不整合問題への対応を2つの柱としており、本則5条、附則153条の計158条文から構成されています（図表2）。

本則第1条の規定により、施行日以降、厚生年金基金および企業年金連合会に関する規定（第9章（厚生年金基金及び企業年金連合会）：第106～188条）は厚生年金保険法の本則からすべて削除されます。今般改正の趣旨である厚生年金基金制度の見直し方策については、附則第3条から第95条にて規定されています。

また、厚生年金基金令および厚生年金基金規則も廃止され、改正法施行に伴う経過措置等を規定した政省令が新たに制定・公布される見込みです。

＜図表2＞改正法の体系

条 項		内 容
本 則	第1条	厚生年金保険法の一部改正
	第2条	確定給付企業年金法の一部改正
	(第3～5条)	(国民年金法等の一部改正（記録不整合問題への対応）)
附 則	第1～2条	施行期日、検討時期など
	第3～7条	定義（存続厚生年金基金、存続連合会など）、存続基金等に係る経過措置
	第8条	存続基金の解散に伴う最低責任準備金の徴収
	第9条	最低責任準備金の物納
	第10条	最低責任準備金の前納
	第11～18、26条	自主解散型基金（納付額の特例、分割納付の特例など）
	第19～26条	清算型基金（清算型基金の指定、納付額の特例、分割納付の特例など）
	第27～32条	特定基金
	第33条	施行5年経過後の解散命令の発動
	第34条	清算人等
	第35条	存続基金から確定給付企業年金への残余財産の交付
	第36条	存続基金から中小企業退職金共済（中退共）への残余財産の交付
	第37～81条	存続連合会
	第82～95条	その他（督促・滞納処分、不服申立て、罰則など）
	(第96～101条)	(国民年金法等の一部改正（記録不整合問題への対応）)
第102条	確定拠出年金法の一部改正	
(第103～153条)	(その他参照条文に係る改正等)	

(出所) 改正法条文を基にリソな企業年金研究所作成。

(2) 存続厚生年金基金

改正法の施行時に現存する厚生年金基金および企業年金連合会は、それぞれ「存続厚生年金基金」および「存続企業年金連合会」（以下、本資料では「存続基金」「存続連合会」と表記）として改正前の厚生年金保険法が適用されますが、基金設立に係る規定（改正前の厚生年金保険法第111～113条）は適用対象外であるため、施行日以降は厚生年金基金の新設は不可能となります。同様の理由で、指定基金制度も廃止されます。

また、業務概況の周知に係る規定が強化され、施行日以降は、加入員だけでなく受給者・待期者への周知も義務化されます。

(3) 解散認可基準の緩和

存続基金の解散に係る代議員会の議決要件が、代議員の定数の4分の3以上から3分の2以上に緩和さ

れます。議決要件の緩和は、解散だけでなく「合併」「分割」「権利義務の移転・承継」「将来返上」にも適用されます。

また、解散認可申請に係る事前手続（同意）要件および理由要件の緩和は、**通知改正により2013年10月1日から前倒して施行**される見込みです（代議員会の議決要件の緩和は、改正法施行日（2014年4月1日）から実施）。

要件	改正内容
事前手続要件	・全事業主の4分の3以上の同意 ⇒ 全事業主の 3分の2以上 の同意 ・全加入員の4分の3以上の同意 ⇒ 全加入員の 3分の2以上 の同意
理由要件	「母体企業の経営悪化等」の撤廃

(4) 最低責任準備金

①最低責任準備金の納付先、物納、前納（先行返還）

存続基金の解散に係る最低責任準備金は、企業年金連合会ではなく**政府（国）が徴収**を行います。また、一定の要件を満たせば**物納が可能**であるほか、将来返上の認可を受けることにより、最低責任準備金の全部または一部について**前納が可能**です（通常解散、特例解散、代行返上を問わず実施可）。

②最低責任準備金の算定方法の見直し（精緻化）

過去法（元利計算方式、いわゆる「転がし計算」）による最低責任準備金の算定方法の見直しについては、代行給付費相当額の算定方法の見直しならびに厚生年金本体の実績利回りの適用時期のずれ（期ずれ）の補正が既に掲げられています。精緻化措置については、2013年度決算から実施されます。

今般、前者については**みなし7号方式の導入**が新たに検討されているほか、後者については**年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用結果を受けた利率を告示する方法**も検討する旨新たに示されています。

項目	改正内容
代行給付費相当額の算定方法の見直し	簡便計算に用いる計数の補正 一律適用（0.875）から、受給者の年齢に応じた3段階設定に変更（65歳未満：0.69、65歳以上75歳未満：0.96、75歳以上：1.0） ※2005年4月まで遡及可。
	みなし7号方式の導入 在職老齢年金および雇用保険との調整については実績（7号方式）を用い、それ以外については一定率を用いて算出
厚生年金本体の実績利回りの適用時期のずれ（期ずれ）の補正	複合ベンチマークによる補正 厚生年金本体の実績が出ていない期間について、厚生年金本体の基本ポートフォリオを基に市場ベンチマークを用いて推計した一定の見込み率を適用する方法
	四半期毎の告示による方法 四半期ごとに公表されるGPIFの運用結果を受けて、四半期ごとに当該四半期の利率を告示する方法（告示されていない分は、告示されている直近の利率で仮計算）

③最低責任準備金の算定方法の精緻化に係る特例措置

施行日から5年間の時限措置として、通常解散、特例解散および代行返上を行う際の最低責任準備金の算定においては、上記の**精緻化措置の適用の有無を比較・選択することが可能**となる見込みです（図表3）。理論上は、通常解散および代行返上では8通り、特例解散では16通りの選択肢が存在します。なお、施行から5年経過後は、「一律計数」および「期ずれ補正前」の使用は認められなくなります。

<図表3>最低責任準備金の算定方法の見直し措置に係る選択肢

厚生年金本体の実績利回りの適用時期のずれ（期ずれ）の補正	通常解散・代行返上	特例解散						
		最低責任準備金		最低責任準備金		減額最低責任準備金		
		期ずれ補正前	期ずれ補正後	期ずれ補正前	期ずれ補正後	期ずれ補正前	期ずれ補正後	
算定方法 代行給付費の	7号方式	△	○	△	△	△	△	
	みなし7号方式	△	○	△	△	△	△	
	8号方式	年齢区分別3段階計数	△	○	△	△	△	△
		一律計数（0.875）	△	△	△	△	△	△

（注）「○」を原則とするが、改正法の施行日から5年間に限り「△」も選択可能。

【特集】厚生年金基金制度の見直しと今後の対応策について

(5) 代行割れ基金の早期解散のための方策

①解散の種類・プロセス

施行日から起算して5年を経過する日までの間に限り、現行の特例解散措置の枠組みを基にした自主解散ならびに清算型解散が導入されます。なお、自主解散および清算型解散は、純資産額が、前述(4)③において計数を選択した結果最も小さくなる最低責任準備金を下回った場合(代行割れ状態)に適用されることとなります。

清算型解散の指定要件および指定を受けた場合の対応措置等は、以下の通りです。なお、清算型基金の指定を受けても、清算計画が承認されるまでは解散できない規定となっています。

項目	内容
指定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「純資産額<最低責任準備金×0.8」であること ・事業の継続が著しく困難であること(下記要件のいずれかを満たしていること) <ul style="list-style-type: none"> ○基金設立以降、代行保険料率が免除保険料率を上回ったことがあること ○前事業年度において「給付費>掛金収入等」であること ○前事業年度において「(受給者数+待期者数)/加入員数≥1」であること ・業務の運営について相当の努力をしたこと(下記要件を全て満たしていること) <ul style="list-style-type: none"> ○指定前2年間に於いて、「適正な年金数理に基づく掛金を徴収していること」または「給付水準調整後の掛金水準が全基金の平均的な掛金水準(26/1000)を上回っていること」 ○給付抑制のために必要な措置を講じていること <p>【例】給付水準の引下げ、選択一時金の停止、在職等支給停止の上乗せ部分への適用</p>
第三者委員会	あらかじめ 社会保障審議会(第三者委員会)の意見 を聴かなければならない。
指定を受けた場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・将来返上(指定日以降の代行給付の支給義務を免れる) ・上乗せ部分に係る給付^(※)の全額支給停止(指定日の属する月の翌月から) ・清算に関する計画(清算計画)の厚生労働大臣への提出 <ul style="list-style-type: none"> ○清算型基金の解散に必要な行為が完了する日 ○「納付額の特例」または「納付期間の特例」の申請をする意思の有無 ○清算型基金の清算人の氏名(名称)および住所 ○その他省令で定める事項

(※) 老齢給付金(代行部分除く)、脱退一時金、遺族給付金および障害給付金(以降のページにおいて同じ)

②納付額の特例

自主解散型基金および清算型基金は、厚生労働大臣に対し、**最低責任準備金の減額(納付額に関する特例)**を申請することができます。

項目	自主解散型基金	清算型基金
申請内容	最低責任準備金の減額の認定	最低責任準備金の減額の認定 (清算計画の承認申請と同時に)
上乗せ部分の支給停止	申請日の属する月の翌月から 全額支給停止 (認定が得られなかった場合は、支給停止を解除)	(清算型基金の指定を受けた時に停止済み)
第三者委員会	あらかじめ 社会保障審議会(第三者委員会)の意見 を聴かなければならない。	(清算型基金の指定を受けた時に聴取済み)
認定要件	業務の運営について 相当の努力 をしたこと(下記要件を全て満たしていること) <ul style="list-style-type: none"> ○申請前2年間に於いて、「適正な年金数理に基づく掛金を徴収していること」または「給付水準調整後の掛金水準が全基金の平均的な掛金水準(26/1000)を上回っていること」 ○給付抑制のために必要な措置を講じていること <p>【例】給付水準の引下げ、選択一時金の停止、在職等支給停止の上乗せ部分への適用</p>	
納付額	減額最低責任準備金 (以下のうちいずれか大きい方の金額) <ul style="list-style-type: none"> ・基金設立時から厚生年金本体の実績運用利回りをを用いて計算した最低責任準備金 ・現有資産(年金給付等積立金) ※(4)③の精緻化措置の適用の有無を比較して、最も小さくなる金額を用いる	
公表	厚生労働大臣は、減額最低責任準備金の徴収時に、下記事項を公表する <ul style="list-style-type: none"> ・自主解散型基金(または清算型基金)の名称 ・最低責任準備金および減額最低責任準備金 ・その他省令で定める事項 	

③分割納付の特例

自主解散型基金および清算型基金ならびにその**設立事業所の事業主**は、厚生労働大臣に対し、**最低責任準備金の納付計画（分割納付に関する特例）**の承認を申請することができます。

項目		自主解散型基金	清算型基金
申請内容		「自主解散型納付計画」の承認 (納付額の特例を併用する場合は両者を同時に申請)	「清算型納付計画」の承認 (清算計画の承認と同時に申請)
計画の記載事項	基金	<ul style="list-style-type: none"> 解散をしようとする日 納付すべき年金給付等積立金の額 業務の状況に関する事項 その他省令で定める事項 	<ul style="list-style-type: none"> 納付すべき年金給付等積立金の額 業務の状況に関する事項 その他省令で定める事項
	事業主	納付すべき額 ・ 分割納付する期間および額	その他省令で定める事項
上乗せ部分の支給停止		申請日の属する月の翌月から全額支給停止 (認定が得られなかった場合は、支給停止を解除)	(清算型基金の指定を受けた日の属する月の翌月から全額支給停止)
承認要件	申請時	<ul style="list-style-type: none"> 業務の運営について相当の努力をしたこと（下記要件を全て満たしていること） <ul style="list-style-type: none"> 申請前2年間に於いて、「適正な年金数理に基づく掛金を徴収していること」または「給付水準調整後の掛金水準が全基金の平均的な掛金水準（26/1000）を上回っていること」 給付抑制のために必要な措置を講じていること 【例】給付水準の引下げ、選択一時金の停止、在職等支給停止の上乗せ部分への適用など 納付期間が5年以内（やむを得ない理由がある場合は10年以内） その他省令で定める要件 	
	変更時	<ul style="list-style-type: none"> 納付期間中にやむを得ない理由がある場合は、納付期間を最長15年まで延長（要承認） ただし、計画申請時に下記の認定を受ければ、納付期間を最長30年まで延長（要承認） <ul style="list-style-type: none"> 業務の運営について著しい努力をしたこと（申請時の相当の努力に加え、更に下記要件のうち2つを満たしていること） <ul style="list-style-type: none"> 申請前2年間に於いて、給付水準調整後の掛金水準が直近の全基金の平均を上回っていること（適正な年金数理に基づく掛金を徴収している場合は要件を満たしているものとみなす） 受給者減額または受給者の申出による停止等を行っていること 事務コストを抑制するための措置を講じていること 事業の継続が著しく困難な状況（加入員1人当たり代行割れ額が大きく母体企業による負担が困難）にあること 	
第三者委員会		あらかじめ 社会保障審議会（第三者委員会）の意見 を聴かなければならない。	
納付額	基金	年金給付等積立金	
	事業主	最低責任準備金（または減額最低責任準備金）から年金給付等積立金の額を控除した額	
公表		厚生労働大臣は、減額最低責任準備金の徴収時に、下記事項を公表する <ul style="list-style-type: none"> 自主解散型基金（または清算型基金）の名称 最低責任準備金および減額最低責任準備金 その他省令で定める事項 	
事業主への通知		政府は、分割納付に係る承認、変更および取消をしたときは、下記事項を事業主に通知しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 【承認・変更時】承認または変更した旨、分割納付する期間および額 【取消時】取消した旨 	
納付計画の変更要請		厚生労働大臣は、基金の財産の状況その他の事情の変化により必要があると認められるときは、 納付期間の短縮 その他の納付計画の 変更を求めることができる 。	
納付計画の承認取り消し		厚生労働大臣は、以下に該当する場合は、納付計画の 承認を取り消す ことができる。 <ul style="list-style-type: none"> 分割納付に未納があった場合 厚生労働大臣からの納付計画の変更要請に応じない場合 事業主の財産の状況その他の事情の変化により、分割納付の継続が適当でない場合 	
分割納付に係る利率		自主解散型加算金利率 毎年4月に、 4月の10年国債応募者利回り に基づき告示（前年度の10年国債応募者利回りの平均を上回る場合は、 当該平均の利回り とする）	清算型加算金利率 (同左)

【特集】厚生年金基金制度の見直しと今後の対応策について

④施行日前に解散した特例解散基金に係る措置

改正法の施行日前に、現行特例解散の規定に基づき最低責任準備金の減額を申請した基金（**特定基金**）は、**自主解散型基金に準じた取扱い**とされます。特定基金の上乗せ部分に係る給付は、施行日の属する月の翌月から全額支給停止されます。

また、改正法の施行日前に承認を受け分割納付中の基金（**清算未了特定基金**）の設立事業所の事業主は、**施行日から起算して1年を経過する日までの間**に限り、厚生労働大臣に対し、最低責任準備金の納付計画（清算未了特定基金納付計画）の承認を申請することができます。

項 目	内 容	
申 請 内 容	「清算未了特定基金納付計画」の承認	
計 画 書 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付すべき額 ・ 分割納付する期間および額 ・ その他省令で定める事項 	
第 三 者 委 員 会	あらかじめ 社会保障審議会（第三者委員会）の意見 を聴かなければならない。	
承 認 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付期間が30年以内（その他省令で定める要件） ・ 当初の納付計画での納付ができないやむを得ない理由があること 	
納 付 額	当初の分割納付額 － 納付を済ませた額	
分割納付に係る利率	清算未了特定基金型加算金利率	毎年4月に、 4月の10年国債応募者利回り に基づき告示（前年度の10年国債応募者利回りの平均を上回る場合は、 当該平均の利回り とする）
	調整利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年まで：既に告示している現行の加算金利率 ・ 平成26年度以降：ゼロ
そ の 他	「公表」「事業主への通知」「納付計画の変更・取消」「連帯債務の見直し」については、 清算型基金に準じた取扱い とする。	

(6) 代行割れを未然に防ぐための制度的措置の導入

改正法では、施行日から5年経過後（特例解散の終了後）の存続要件についてのみ規定されていますが、このたび、施行日から5年以内における措置も含めた**今後の財政運営の詳細**が示されました。

なお、**2012年度決算については従来通り（現行の財政運営基準）の取扱い**となるほか、同年度の決算に基づく指定基金の指定は行われ**ない見込み**です（これまでの指定基金については、円滑に解散できるよう指導を実施）。

①施行日から5年間の財政運営

存続基金は、原則として、施行日から5年経過後に適用される**存続基準**（下記②ご参照）に向けた**財政運営**を行うこととされています。具体的には、非継続基準の財政検証における最低責任準備金との比較水準が、以下の通り**経過的に引上げられる見込み**です。

年 度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度以降
最低責任準備金に乘じる計数	1.05	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5

5年以内に解散または代行返上を目指す基金においては、「**解散計画**」または「**代行返上計画**」を策定し、当該計画に基づく財政運営を行うこととされています。

解散（代行返上）計画においては、解散（代行返上）時期を明示し、最低責任準備金、責任準備金および最低積立基準額に対する積立目標を設定し、当該積立目標までの積立を行うための掛金を**特例掛金として拠出**することとされています。また、代行返上計画については、代行返上後の上乗せ部分の財政運営と連続性のある内容とすることが求められる見込みです。

②施行日から5年経過以降の財政運営

施行日から5年経過後の存続要件（最低積立基準額および最低責任準備金の1.5倍との比較）は、非継続基準の財政検証として位置付けられます。存続要件を満たさない基金に対しては、厚生労働大臣が**第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動**できることとされていますが、仮に存続要件を満たさなかったとしても、基本的には、翌年度以内に当該不足分を解消すれば解散命令の発動は避けられる見込みです。

このほか、存続基金へのモニタリング強化の観点から、下記の措置が適用される予定です。

	内 容
継続基準	従来どおり
非継続基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「最低積立基準額」および「最低責任準備金×1.5」との比較 ・最低積立基準額の算定に用いる予定利率に係数（0.8～1.2）を乗じる措置は廃止 <pre> graph TD A[最低積立基準額以上の資産を保有している] -- YES --> B[存続] A -- NO --> C[最低責任準備金の1.5倍以上の資産を保有している] C -- YES --> D[現行と同様の仕組みで積立不足を解消] C -- NO --> E[最低責任準備金の1.5倍または最低積立基準額のいずれか低い額までの不足分を、基本的には決算基準日の翌年度以内に解消] </pre>
プラスアルファの水準	現行では経過措置として代行の1割以上のプラスアルファを義務づけているが、施行日後5年以降も存続する基金に対しては、代行資産の保全の観点も踏まえ、給付減額を行う場合のプラスアルファの水準の下限を代行の3割以上とする予定
モニタリング強化	<p>毎月のモニタリングにおいて代行割れが判明した場合、解散命令を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代行資産保全の観点から、モニタリングの強化を実施 ・毎月、事業状況、最低責任準備金および母体企業の状況を報告 ・四半期ごとに資産運用状況の報告 ・年金数理人（業務委託先に所属しない者）による財政診断の実施 などを検討

(7) 他の企業年金制度等への移行

以下の移行支援策ならびに規制緩和が実施される見込みです。

項 目	概 要
他の企業年金制度等への移行支援	確定給付企業年金 (DB) への移行支援 <ul style="list-style-type: none"> ・残余財産を事業所単位で移換する仕組みの創設 ・移行後の積立不足の償却期間の延長（継続基準は最大20年→最大30年、非継続基準についても延長）
	確定拠出年金 (DC) への移行支援 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金の脱退一時金を既存のDCに移換することを検討 ・解散時に積立不足があっても残余財産をDCに移行することを検討
	退職給付の再建支援 <p>代行割れ基金の解散後、新たにDBやDCなど他の企業年金等を実施して退職給付を再建することを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たにDBを設立して退職給付を再建しようとする場合、過去期間の通算による積立不足の償却期間の延長を検討（継続基準は最大20年→最大30年、非継続基準についても延長） ・新たにDCを設立して退職給付を再建しようとする場合、退職一時金制度からの移換の年限（現行3～7年）の延長を検討 ・掛金の割振り（「国への分割納付」と「新規のDBへの特別掛金」）を工夫し、解散前の特別掛金と同程度の額の拠出による再建
	中小企業退職金共済 (中退共) への移行 <p>残余財産を事業所単位で移換する仕組みの創設（既に中退共に加入している企業も交付可能）</p>
	承認・認可事項の緩和 <p>以下につき、可能なものについては「届出」への緩和を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付の種類、受給の要件、額の算定、給付の方法（支給期間・支払期月）に関する事項 ・掛金の拠出に関する事項 ・権利義務の移転に関する事項 ・権利義務の承継に関する事項 ・脱退一時金相当額等の移換に関する事項

【特集】厚生年金基金制度の見直しと今後の対応策について

項 目	概 要
企業年金の 選択肢の 多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準利率の選択肢に「企業年金の運用実績」を追加 ・ 基準利率の下限を「単年度でゼロ以上」から「全期間通算でゼロ以上」に緩和 ・ 現価率計算上の予定利率の下限を「ゼロ以上」に緩和
簡易型DBの対象拡大	受託保証型（閉鎖型）DBの要件を、加入者が存在する制度への適用拡大を検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者が存在しないため簡易な基準とする ・ 事業年度末日の数理債務額を最低積立基準額として使用可能 ・ 掛金の計算の基礎を示した書類は提出不要 ・ 事業報告書に記載する内容の一部省略 など

(8) 存続企業年金連合会

本法案の施行時に現存する企業年金連合会は「**存続企業年金連合会**」（存続連合会）として、改正前の厚生年金保険法の適用を受けます。

存続連合会は、存続基金および確定給付企業年金からの脱退一時金または残余財産の移換など、**上乘せ部分に係る年金通算事業を引き続き実施**します。そのため、施行日以降は、中途脱退者の基本（代行）部分は連合会に移換できなくなり、**存続基金において中途脱退者の記録管理および年金支給を行う必要が生じます**

上記のほか、厚生労働大臣の認可を受け、支払保証事業の拠出金等を原資に、確定給付企業年金または確定拠出年金への**移行に要する費用を助成**する事業等を実施することができます。

存続連合会は、確定給付企業年金法を設立根拠とする企業年金連合会（新連合会）の成立を受けて解散します。新連合会は、存続連合会の権利および義務を承継します。

3. 改正法施行までの主なスケジュール

以下の通りです。

年 月	内 容
平成25年 7月	基金向け説明会の実施（7月下旬～8月中旬）
8月	政省令・告示・通知等に係る意見募集の実施、特例解散マニュアルに係る意見募集の実施
10月	解散要件に係る通知改正（10月1日施行）
12月	政省令・告示の公布
平成26年 1月	財政運営等に係る通知改正、特例解散マニュアルの通知
4月	改正法施行、第三者委員会の設置

<ご参考資料>

りそな企業年金研究所レポート「厚生年金基金の制度改革に係る解説 ～改正法の可決・成立を受けて～」

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/report201306.pdf>

りそな企業年金研究所「厚生年金基金制度の見直しに係る法律案について」『企業年金ノート』2013年4月号

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201304.pdf>

第183回国会（常会）提出法律案（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/183.html>

議案情報（参議院ホームページ）

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/183/meisai/m18303183053.htm>

※「りそなコラム」は、誌面の都合により、今月は休載させていただきます。

企業年金ノート No.543

平成25年7月 りそな銀行発行



信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）